

## 平成二十三年政令第二百九十四号

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行令

内閣は、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）第三条第一項、第四条第一項本文、第五条第一項、第八条第三項及び第五項、第九条第一項、第十五条並びに第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

### （仮払金対象損害）

第一条 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める特定原子力損害は、特定原子力損害のうち平成二十三年原子力事故に係る放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになつていいことに起因する観光客の数の減少に伴う商品の販売又は役務の提供に係る取引の数量の減少又はその価格の低下（以下「平成二十三年原子力事故による取引の数量の減少等」という。）による収益の減少に係るものであつて、福島県、茨城県、栃木県又は群馬県の区域内の営業所又は事務所において次に掲げる事業を行う者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第一条第一項に規定する中小企業者その他主務省令で定める者であるものに限る。）が当該事業について受けたもの（以下「仮払金対象損害」という。）とする。

- 一 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業
- 二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業
- 三 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する旅行業
- 四 主として観光客を対象とする小売業
- 五 主として観光客を対象とする外食産業
- 六 前各号に掲げるもののほか、平成二十三年原子力事故による取引の数量の減少等により当該事業を行つ事業者に相当程度の収益の減少が生じていると認められる事業として主務省令で定める事業

### （仮払金の額の算定）

第二条 法第四条第一項本文の政令で定める資料は、次に掲げる資料とする。

- 一 戸籍若しくは住民票の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又はこれに準すべき書面
  - 二 法第五条第一項の規定による仮払金の支払の請求をしようとする仮払金対象損害（以下「請求対象損害」という。）に係る事業（以下この条において「請求対象事業」という。）に係る平成二十三年三月一日を含む事業年度前の事業年度で主務省令で定めるものにおける収益の額を証する書類であつて主務省令で定めるもの
  - 三 請求対象損害の額の算定の基礎となる期間（次項において「請求対象期間」という。）における請求対象事業に係る収支の状況を証する書類であつて主務省令で定めるもの
  - 四 請求対象事業が前条第四号又は第五号に掲げる事業である者にあつては、当該事業を主として観光客を対象として行つてることを証する書類であつて主務省令で定めるもの
  - 五 その他主務省令で定める資料
- 法第四条第一項本文の政令で定める簡易な方法は、請求対象期間における請求対象事業に係る収益の減少額として前項に規定する資料に基づき主務省令で定めるところにより算定した額から、当該額のうち平成二十三年原子力事故による取引の数量の減少等以外の事由により生じたものと認められる額を控除するために相当な額として主務省令で定めるところにより算定した額を控除する方法とする。
- 3 法第四条第一項本文の政令で定める割合は、十分の五とする。

### （仮払金の支払の請求）

第三条 法第五条第一項の規定による仮払金の支払の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した請求書を法第十五条に規定する主務大臣（以下単に「主務大臣」という。）に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- 二 請求対象損害の概要
- 三 仮払金の請求額及びその算定の基礎
- 四 その他主務省令で定める事項

### （前項の請求書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。）

- 1 前項の請求書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
  - 一 前条第一項に規定する資料
  - 二 請求者が法第五条第二項の規定により自己の名で仮払金の支払を請求する場合にあつては、その旨を証する書類
  - 三 請求者が法第九条第一項に規定する特定原子力損害の賠償を受けた場合にあつては、その旨及びその価額を証する書類
  - 四 その他主務省令で定める資料

### （支払の決定等）

- 1 主務大臣は、法第五条第一項の規定による仮払金の支払の請求があつたときは、遅滞なく、特定原子力事業者（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第三条第一項の規定により特定原子力損害を賠償する責めに任すべき者をいう。以下同じ。）の意見を聴いて、当該請求に係る仮払金の支払をするかどうか及び当該仮払金の支払をする場合にあつてはその額を決定しなければならない。
- 2 主務大臣は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、請求者及び特定原子力事業者に対し、当該決定に係る事項を通知しなければならない。

(仮払金の支払に関する事務の委託)

**第五条**

主務大臣が法第八条第三項の規定により委託することができる事務は、次に掲げる事務とする。

**一 仮払金の支払の請求の受付**

**二 仮払金の額の算定**

**三 前二号に掲げるもののほか、仮払金の支払に関する事務（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）に基づく支出の決定及び交付の事務を除く。）で主務省令で定めるもの**

（仮払金の支払に関する事務を行なう者）

**第六条 法第八条第三項の政令で定める者は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。**

**一 前条第一号に掲げる事務 原子力損害賠償・廃炉等支援機構又は特定原子力事業者**

**二 前条第一号及び第三号に掲げる事務 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（法第八条第四項の規定により交付する資金に係る現金の出納保管の事務については、その理事長）**

（会計法等を適用する場合の読み替え等）

**第七条 法第八条第五項の規定による次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。**

会計法 第十六条ただし第十七条、第十九条乃至第二十一条書

第十七条、第十九条乃至第二十一

第二十二条政令で定める出納官吏

主任の職員又は日本銀行

第十七条又は前条第二項

日本銀行又は同条第三項に規定する政令で定める者

緊急措置法第八条第三項に規定する政令で定める者

緊急措置法第八条第三項に規定する政令で定める者

緊急措置法第八条第五項に規定により読み替えて適用する第二十一条第二項において準用する同条第一項又は緊急措置法第八条第四項

緊急措置法第八条第五項に規定により読み替えて適用する第二十一条第二項において準用する同条第一項

予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十二年法律第百七十二号）

国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年第三条第一項）

法律第百十四号）



- 
- 1 この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。  
（罰則に関する経過措置）
  - 2 第三条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。